

# 平成20年度施政方針

平成20年第3回伊賀市議会定例会が2月28日から3月25日まで開催され、平成20年度予算や平成19年度補正予算などの各種議案が審議・可決されました。



開会日(2月28日)、今岡市長は「今年は、上野市駅前再開発事業を核とした中心市街地活性化計画を策定し、国の認定を受ける予定であり、伊賀市の未来を託す素晴らしい計画になるようしっかりと取り組んでいきたい。また、昨年は不祥事が続いた年でしたので、今年は、市政の信頼回復の年になるよう全職員が一丸となって頑張っていきたいと思います」と所信を述べました。

平成20年度の予算編成については、昨年度から導入した「枠配分」方式をさらに拡大して編成を行い、総合計画との連携はもとより、組織内分権の理念により、各部長の各種事務事業に対する行政評価を最大限に尊重し、予算配分の重点化・効率化をこれまで以上に追求したものです。厳しい財政状況の中ではありませんが、三重大学伊賀拠点施設設置事業、上野市駅前再開発事業、菜の花プロジェクトなど伊賀市の将来の地域活性化へ向けての第一歩となる事業

を盛り込んだ重要な予算として位置づけていきます。それでは、主要施策の具体的な内容について、伊賀市総合計画の6つの分野毎に順次説明します。

## 第1 「健康・福祉」

「健やかに暮らせる安心なまちづくり」、「地域で支え合う福祉のまちづくり」など5つの政策があります。

まず、**上野総合市民病院**ですが、自院の長所・短所を把握し、病院の改善ポイントを

明確にするため、平成17年度から(財)日本医療機能評価機構が定めた病院機能評価の認定を目指し、病棟改築および機器更新などのハード面、また職員教育プログラムの再構築などのソフト面の整備を行ってきました。その結果、「病院組織の運営と地域における役割」「患者の権利と安全の確保の体制」「療養環境と患者サービス」など8つの評価項目について審査を受け、一定以上の水準にあることが評価されたことから、昨年12月17日に現在の最高水準である病院機能評価Ver5.0の認定を受けました。今後は、さらにこの認定を励みに職員一同高度で良質な医療と温かで心のこもった医療の提供を目指し、病院の運営にあたりたいと考えています。

### 3 病院救急輪番制ですが、

医師不足による救急医療体制維持の難しさは伊賀地域の3病院共通の課題であり、伊賀市内2病院の現在の救急体制も持続困難な状況にあります。この伊賀地域の救急医療体制を維持するために、伊賀市、名張市が救急医療体制を一日交代で受け持つことで合意し、今年4月1日から実施することとなりました。これにより、伊賀市の当番の日は、上野総合市民病院と岡波総合病院がそれぞれ交互に担当し、名張市の当番の日は、名張市立病院が担当することとなります。

### 健康推進ですが、健康づくり

については、平成20年度も「健康の駅長」さんを中心に自主的な活動に取り組んでいただき、市民意識の高揚を図っていたことも、市としては、あらゆる機会をとらえて忍にん体操などの健康づくりメニューの普及を図り、健康づくりの推進に努めていきたいと思います。また、母子保健事業については、妊婦健診の公費負担について2回を5回まで拡大することも、「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を実施して、育児相談や子育て支援に関する情報提供を行い、お母さんの育児に対する不安の解消を図りたいと考えています。なお、**基本健診**は、平成20年度から特定健診に移行するため、メタボリックシンドローム対策を取り入れた予防・改善に向けての生活改善を指導する特定保健指導についても実施することになっています。

次に、**医療制度**ですが、健康保険法の一部改正などにより、75歳以上の高齢者の方や65歳以上の一定の障がいがある方などを対象にした後期高齢者医療制度が今年4月からスタートしました。このことにより、75歳以上の高齢者の方などは、新たな後期高齢者医療制度に加入していただくことになり、介護保険制度と同様に被保険者の方一人ひとりに対し、保険料を算定・賦課することとなります。後期高齢者医療制度への加入により、従前の国民健康保険や社会保険から脱退することから、それぞれの保険の保険料の負担はなくなります。社会保険などの被扶養者として保険料の実質的負担がなかった方は新たに後期高齢者医療制度の保険料を負担していただくこととなります。なお、加えて、義務教育就学前の子どもの自己負担額の軽減、退職者医療制度の改正などが予定されていますが、これらの制度改正については、後期高齢者広域連合と協力し、県政だより、チラシ、広報紙、出前講座などにより市民の皆さんへの周知を図り、ご理解いただけるよう努めていきます。

す。

**地域福祉の推進**ですが、「伊賀市地域福祉計画」については、平成18年6月に策定しましたが、現在、テーマ別部会を設置して、それぞれの推進方策について検討することも、社会情勢の変化に対応し、計画の推進結果を評価することによって明らかになる課題の改善を図るため、平成20年度に計画の一部見直しを行う予定です。

う体制の整備が必要であり、その体制として、各年代で支援を行っている専門職、例えば教諭、保育士、保健師などを配置する発達支援担当部署の設置に向けて検討を進めていきたいと考えています。

また、平成19年度策定を進めてきた「伊賀市障がい者福祉計画」の最終案がまとまりました。この計画は新しい伊賀市のまちづくりに、障がいのある人が市民の二員として

障がい者福祉です。障がいのある人が、安心して就労が続けられるよう、職場での悩み事の相談や企業との調整を行い、就労の安定を図る「障がい者就労定着支援事業」や、障がいのある人が速やかに般住宅へ入居ができる支援として「障がい者住宅入居等支援事業」を新たに実施していきたいと考えています。また、グループホームなどを新たに整備しようとする社会福祉法人などに対し、整備費補助を行うとともに、平成19年度から開始した「障がい者職場実習モデル事業」を引き続き実施します。なお、「発達支援システム」の構築については、一貫した途切れのない相談支援やネットワークづくりを行

参加し、住み慣れたまちで、いつまでも安心して、共に助け合って暮らせるよう、一人ひとりのニーズと思いに沿って支援を行う取り組みを進めていくための計画です。計画の期間は、平成20年度から平成23年度までの4年間としています。また、計画推進の取り組みとして、「障がい者自立支援協議会」を設置し、幅広い障がい者支援機関の代表などの参加を得ながら、障がい者福祉を推進していくうえでさまざまな課題について協議を行っていきます。

使用を開始します。また、現在整備を進めている友生小学校区放課後児童クラブについては、本年夏に開所する予定です。また、島ヶ原放課後児童クラブの改修と子育て支援センターの併設や、上野東小学校区の待機児童の解消を図るために、緑ヶ丘中学校敷地内に放課後児童クラブを新設する予定です。

次に、介護保険の関係ですが、住み慣れた地域での生活の継続を目指した地域密着型サービスとして、平成20年度に認知症対応型共同生活介護施設および小規模多機能型居宅介護施設の整備を進めます。

**第4期介護保険事業計画**ですが、「地域ケア体制整備構想」や「療養病床の再編」などを踏まえた介護保険サービスの需要見込みや基盤整備の考え方などについて「三重県介護保険事業支援計画」や「みえ地域ケア体制整備構想」と整合をとりながら、介護予防の二層の推進を図るため、平成20年度中に策定を予定しています。

## 第2 「生活・環境」

「災害や火災に備える安全

なまちづくり」、「暮らしを支える生活環境の整ったまちづくり」など8つの政策です。

**住宅の耐震対策**ですが、地震に強いまちづくりを推進するため、昭和56年5月31日以前に建築された旧耐震基準の木造住宅を所有する市民の皆さんに対して、無料の耐震診断や耐震診断により倒壊の危険性が高いと診断された住宅の耐震改修の補助を引き続き行っていきます。

**消防行政**です。伊賀市合併に伴い、新たに伊賀市消防団が発足して3年が経過しましたが、現状では、少子・高齢化により消防団員の確保が困難となっており、また、サラリーマンの団員が多い地域では、昼間の災害の発生に即応できない状況になっているなどの問題が起っています。このため、適正で効率良く、なおかつ、市民の皆さんの安全・安心な生活を守るために、消防施設、消防団員数および各分団の編成などを見直すことが急務であることから、伊賀市消防団適正化計画を策定しているところです。本年度から各地域の皆さんに説明し、ご意見を伺いますので、ご協力をお願いします。

次に、**火災予防**についてですが、本市内で発生する火災が増加しています。今年の1月には7件の火災が発生し、そのうち6件が住宅火災で、一人の高齢者の方が亡くなりました。このような火災を防ぐため、消防法および伊賀市火災予防条例が改正され、全ての住宅に今年5月31日まで住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。このことについて、広報紙やチラシ、ケーブルテレビなどを通じて周知を行っていますが、自分たちの命を火災から守るためですので、早期に火災報知機の設置をお願いします。

**治水関係**では、特に、川上ダムについては、現在、近畿地方整備局において、ダム本体工事着手に向けた法手続きである淀川水系新河川整備計画の策定が鋭意進められています。本市も、昨年12月に琵琶湖・淀川流域の82市町村とともに、治水対策、利水の安定供給のため、川上ダムの早期完成を強く要望したところ、平成20年度で63億円の予算が計上されました。今後、引き続きダム本体工事の早期着手およびダム事業費の縮減に向けた取り組みを各関係機



関に対し強力に進めていきま  
す。

**上水道事業**については、上  
野上水道では、平成12年度か  
ら実施している「第8次拡張  
事業」により、上野第3配水  
池が完成します。これにより、  
平成21年4月から三重県企業  
庁からの受水が可能となりま  
すので、今後、さらなる広域  
化促進と未給水地区の解消や  
配水管整備を図ります。伊賀  
上水道では、引き続き小杉地  
区で配水管、希望ヶ丘地区で  
の公共下水道工事に伴う老朽  
管の更新事業を進めます。阿  
山上水道では、緊急時拠点  
事業より、緊急遮断弁の整備  
のほか、公共下水道工事に伴  
う老朽管の更新事業を進めま  
す。

**簡易水道事業**については、  
我山、出屋敷、比土および古  
郡簡易水道の再編推進事業に  
ついては、平成19年度に完了  
したことから平成20年度に上  
野上水道に統合します。さら  
に、第2西部簡易水道につい  
て、平成21年統合に向けた整  
備を進めます。このほか、阿  
波簡易水道の第3次拡張事  
業、馬野簡易水道の生活基盤  
近代化事業を平成20年度でも  
継続して進めます。

川上ダムを水源として、三  
重県企業庁により進められて  
いる**伊賀水道用水供給事業**に  
ついては、平成19年度末での  
進捗率は86%となっており、  
平成20年度は、約32億円の事  
業費により取水施設、送水施  
設、浄水場などの整備を完成  
し、平成21年4月からの給水  
開始を目指して工事が進めら  
れています。

なお、「**伊賀市水道事業基本  
計画**」については、所定の事務  
手続きを終え、平成19年度で  
策定しました。

**下水道関係**ですが、公共下  
水道事業では、希望ヶ丘処理区  
と河合処理区で引き続き、管  
路工事などの面整備を実施する  
とともに、計画中の上野処理  
区、青山処理区についても、処  
理場建設予定地の関係地区と  
の協議を行い、理解を得られる  
よう努めていきます。

**農業集落排水事業**では、引  
き続き、神戸地区の建設を進  
めるとともに、花垣地区、依  
那古地区についても、平成20  
年度から建設に着手する予定  
です。また、供用開始後7年  
以上が経過し、機械・設備な  
どが老朽化した処理施設につ  
いては、計画的に更新を行っ  
ていく予定ですが、平成20年

度は、桂地区、古山地区、比  
自岐地区の3処理施設の機能  
強化対策事業を実施する予定  
です。また、その財源につい  
ては、分担金徴収条例の改正  
も含め検討していきます。

次に、**リサイクル施設の建  
設**についてですが、しらすぎ  
クリーンセンターで処理して  
いる「金属製粗大ごみ及び金  
属類」「びん類」「アルミ缶」  
「ペットボトル」などの燃え  
ないごみを合理的、経済的、  
衛生的に資源化するため、さ  
くらリサイクルセンターの敷  
地内に平成20年度、21年度の  
2カ年でリサイクル施設の建  
設を予定しています。

**都市計画関係**です。景観計  
画の策定については、現在、  
具体的な景観形成基準などに  
ついて、審議会委員の皆さん  
のご意見を伺いながら素案の  
取りまとめを行っていること  
ろです。またまとった素案につ  
いてはパブリックコメントな  
どを行い市民の皆さんの意見  
をお聞きした後に、議会で諮  
っていたき景観計画を策定す  
る予定です。

**しらすぎクリーンセンター  
跡地利用計画**については、そ  
の周辺の土地も含めた中で、  
運動施設に加え、一部防災機

能も付加した公園である「し  
らすぎ運動公園」を整備する  
予定となっています。現在地  
元の皆さんにその概要につい  
ての説明を行い、全体的な跡  
地利用について理解を求めて  
いるところですが、理解が得  
られませんでしたら早急に都市計画  
決定を行うべく法手続きを行  
う予定です。

また、都市計画の基本である  
**都市マスタープラン**については、  
平成21年度策定を目的に鋭意  
取り組んでいるところです。

**中心市街地の活性化の推  
進**については、まちづくり三  
法の改正に伴い、伊賀流コン  
パクトシティを目指し、平成  
19年度から国の認定に向けて  
「中心市街地活性化基本計  
画」の策定に取り組んでいる  
ところです。昨年からの国の  
事前協議に入っており、実施  
事業や数値目標などの指導・  
指摘事項をいただき、修正な  
どを行っているところですが、  
早期に申請できるように鋭意努  
力をしていきます。なお、国  
の認定を受けた後は、基本計  
画に沿った事業を関係各課や  
㈱まちづくり伊賀上野などと  
連携しながら鋭意進めていき  
たいと考えています。

中心市街地活性化事業とし

て先導的な役割が期待されて  
いる**上野市駅前地区市街地再  
開発事業**ですが、1月31日か  
ら2月13日までの間、権利変  
換計画書(案)の縦覧を行い、  
事務手続きを経て、三重県知  
事へ権利変換計画の認可申請  
を行い、3月5日に認可され  
ました。その後、3月27日に  
権利変換期日の設定を行い、  
権利者の皆さんへの補償関係  
業務を実施し、今年の夏頃  
は、商工会議所など再開発区  
域の南側エリアの建物を除却  
する予定です。

**公営住宅の建設**ですが、若  
年層の定住および子育て世帯  
の支援を目的とした阿山河合  
団地の第2期工事(10戸分)  
については、平成20年度に建  
設工事に着手し、平成21年度  
から入居していただけるよう  
工事を進めます。

### 第3 「教育・文化」

「明るい未来の希望を育む  
まちづくり」、「だれもが尊  
重される人権文化のまちづく  
り」など政策は6つです。

**校区再編計画**です。上野地  
区の校区再編計画ですが、ま  
ず、第1段階の中学校校区再  
編では、城東中学校の校舎お

よび関連施設工事を完了し、平成21年4月の開校に向けて準備を整えるほか、(仮称)上野南地区中学校については、学校用地取得に向けた取り組みを進めます。第2段階の小学校区再編では、城東中学校の開校を受けて、(仮称)上野北部地区小学校および(仮称)上野東部地区小学校の円滑な統合再編の実施に向け、住民の合意と参画を基調として、校区関係者との協議を行う予定です。上野地区以外の校区再編については、引き続き阿山および伊賀地区関係者による、検討会や懇談会を積極的に開催します。

**学校教育**ですが、今年度においても、本市の教育における3本柱である「学力の向上」「人権教育の充実」「キャリア教育の推進」を基調として推進します。具体的な教育目標を、小中学校・幼稚園それぞれが「マニエスト」として公表し、保護者や地域の皆さんから「学校評価」をいただいています。が、平成20年度は昨年いただいた評価結果から、小中学校・幼稚園それぞれが「マニエスト」をさらに充実したものに作り上げ、学校運営に活用したいと考えています。

次に、ふたば・しろはと幼稚園の統合園舎の建設ですが、保護者や地域の関係者の皆さんなどへ一定の理解を図りつつ、平成22年4月開園を目指して事業の推進を図ります。

また、児童急増に伴い教室不足が見込まれる**友生小学校**については教室棟の増築を行い、児童がよりよい環境で学校生活に励めるよう施設整備を行います。

**生涯学習**については、子どもたちの成長に応じた読書習慣の定着を目指すために「伊賀市子ども読書活動推進計画」を策定しました。また、昨年度から、すべての子どもを対象とし、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などの取り組みを推進する「放課後子ども教室」が始まりました。現在、新居小学校区で開設がされていますが、伊賀市放課後子どもプラン施策検討委員会でも課後児童クラブとの連携を進め開設校区を増やしていきたいと考えています。

**文化財保護**ですが、国・県の補助を受けて、国史跡上野城跡の石垣修復と消失した石垣の復元工事を行うとともに、石垣整備地の発掘調査を実施します。また、国史跡旧崇徳堂の中土塀の保存修理や旧小田小学校本館の外壁補修工事を行います。

**スポーツ振興施策**については、平成20年度には、サッカー競技をとおして青少年の健全育成と競技の普及・振興を目指し、元日本代表選手を招いて「宝くじスポーツフェア ドリームサッカー」事業を開催する予定です。

次に、**文化振興の推進**については、(仮称)新芭蕉翁記念館整備構想の策定については、昨年11月に各種団体の代表や学識経験者、市民公募の方などで構成する「(仮称)新芭蕉翁記念館整備検討委員会」を設置し、記念館の基本理念や機能、立地場所などを検討いただいています。委員会から整備構想についての答申を受けた後、市としての構想を決定し、平成20年度において構想に基づき規模、展示内容などを計画する基本計画の策定に取り組みたいと考えています。

**人権施策**については、これまでも市の重要施策として取り組みを進めてきました。しかし、依然として差別事件があとを絶たず、近年、匿名性を利用した悪質かつ陰湿化の傾向を強め、なかでもインターネット掲示板や携帯サイト上への差別書き込みについては、その内容が個人への誹謗中傷や同和地区を差別的に表現し、差別意識を助長するなど、きわめて深刻な状況にあります。昨年から伊賀県民センターおよび名張市との広域連携で取り組んでいるインターネット掲示板モニター事業により、引き続き、差別的拡散・防止のため、的確かつ迅速な対応に努めたいと考えています。

また、**市民啓発全般**については、これまでの取り組みの成果と課題を明らかにし、市民意識調査や現状を踏まえ、効果的な取り組みの充実、強化を図っていくことが肝要です。そのため、現在の啓発媒体を工夫したり、啓発資料や学習教材を整備し、さまざまな情報提供に努める一方、草の根運動や地区懇談会などの自主的な取り組みに対する支援策を講じて、地域における推進体制を整備と人権教育、啓発の充実に努めているところです。

**同和施策**についても、本市の重要施策として、特別対策から一般対策へ移行しながらも、同和問題の解決に向けて必要な事業を実施してきました。これまでの成果を踏まえながら、なお残された諸課題の解決に向け、今後の同和施策の指針を示すべく策定を進めている「伊賀市同和施策推進計画」については、現在、同和施策審議会において精力的にご審議をいただいているところであり、6月策定を目途に進めたいと考えています。

「地域資源を活かした活力あるまちづくり」など4つの政策があります。

### 第4 「産業振興」

**水田農業政策**です。平成19年度から実施の「品目横断的経営安定対策」、「米政策改革対策」および「農地・水・環境保全向上対策」ですが、平成19年産の全国的な米の過剰作付けによって早くも見直しを余儀なくされており、国においては、制度の基本を維持しつつ、実態に即した必要な改善などを行い、その着実な推進を図っていくこととなりました。まず「品目横断的経営安定対策」については、「水

田農業政策」です。平成19年度から実施の「品目横断的経営安定対策」、「米政策改革対策」および「農地・水・環境保全向上対策」ですが、平成19年産の全国的な米の過剰作付けによって早くも見直しを余儀なくされており、国においては、制度の基本を維持しつつ、実態に即した必要な改善などを行い、その着実な推進を図っていくこととなりました。まず「品目横断的経営安定対策」については、「水



田・畑作経営所得安定対策」に変更され、これまで全ての農業者を対象に、品目別に講じられていた経営安定対策を見直し、施策の対象となる担い手を明確化した上で、その経営の安定を図ることになっていきます。

**米政策改革対策**ですが、本市においては、関係の各機関の協力や各農家の理解を得、毎年生産調整目標が達成されていますが、平成20年産米についても、引き続き生産調整目標達成に取り組みます。

また、**農地・水・環境保全向上対策**については、手続きの大幅な簡素化が図られるようですので、さらに地域での取り組みを推進いただけるものと考えています。本市としても、県、農業協同組合、農業委員会など関係機関・団体とさらなる連携・協力を図りながら、集落座談会などの開催により制度の周知徹底を図るとともに、安定的な担い手の育成・確保などに向けて、「集落営農」の推進を重点的に取り組み、伊賀米ブランドの充実と地域特産野菜や果樹・花き・園芸作物などの振興を図ります。

また、**鳥獣害対策**では、「鳥

獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」が平成20年2月から施行されましたので、本市では、平成19年度で実施した被害状況調査の結果に基づき、中長期的な抜本対策を検討していきます。平成20年度についても引き続き、電気柵など共同防止施設に対する助成を行うとともに、猟友会の皆さんにご協力をいただき、サル、鹿、イノシシ、アライグマなど有害獣の駆除を推進します。

**農業生産基盤の整備**ですが、平成20年度は上野西部地区において、農林振興総合整備事業として、集落道・農道・防火水槽の整備に取り組み予定です。また、土地改良施設維持管理適正化事業により阿山支所管内の大沢池の改修事業に取り組みとともに、地域で主体的に取り組みいただいている農業施設の維持管理支援についても進めます。

**林業関係**ですが、森林の有する豊かな公益的機能を高めるため、伊賀、島ヶ原、大山田、青山の地域で、引き続き森林環境創造事業に取り組みます。また、平成18年度から市内全域の人工林を対象に緊急間伐

推進事業の支援を行ってきましたが、平成20年度も助成制度を継続しますので、効果的な間伐実施をお願いします。

**バイオマスタウン構想の推進**ですが、平成19年度から一部、取り組みを始めている「菜の花プロジェクト」については、三重大学伊賀拠点との連携の下、廃食用油を利用したバイオディーゼル燃料の試験プラントを設置したいです。また、ナタネの栽培推進も積極的に支援し、搾油のほか、グリーンツーリズムなど観光面での利活用も進めたいと考えています。

**産学官連携事業、三重大学伊賀拠点施設設置事業の推進**ですが、三重大学大学院生物資源学研究所を中心に、共同研究機能、研究開発機能、インキュベーション機能、情報交流・人材育成機能を備えた施設として設置に向け推進しているところです。建設にあたっては、公益法人や第3セクターなどが「企業立地促進法」に基づき、地域企業促進等共用施設整備費補助金を受けられることから、事業主体を（伊賀市文化都市協会に）お願いし、本補助事業の平成20年度採択に向け取り組みます。今後、補助申請、建設にかかる

事務、運営などは（伊賀市文化都市協会が）主体となりますが、協会はもとより従前どおり三重大学とも協議を行いながら平成21年1月の開設に向け整備を進めていきたいと考えています。

**工業振興関係**では、景気の回復基調とともに、市内の工業団地への企業進出も順調に推移しており、地域雇用も拡大してきました。一方、地域の中小企業では、経済のグローバル化、消費者ニーズの変化、情報化などが進む中、依然として業績は好転していないのも現状であり、さらなる企業イノベーションの推進が求められています。こうした状況のもと、伊賀市においては、企業立地促進法に基づき伊賀・名張地域産業活性化基本計画を策定し、市内の民間所有地などへの企業誘致により、メ

ディカル関連産業や高付加価値型産業の集積・形成などを通じて地域経済の活性化を図る必要があります。また、産学官連携伊賀拠点施設の整備に伴い、三重大学の研究シーズと企業のニーズをマッチングさせながら、ベンチャー企業などによる起業機会の拡大や新産業の創出を図るとともに、

農林業者、民間企業、三重大学などの連携により、高付加価値型の加工食品などの新商品開発やアグリビジネス（農業および農業関連産業）の創出など、農商工連携の推進を図りたいと考えています。

なお、喜ばしいニュースとして、今年1月11日に伊賀の伝統産業である**伊賀くみひも**が、特許庁により地域団体商標に登録されました。地域団体商標登録は地域ブランドを適切に保護することで、事業者の信用を維持し、地域経済の発展を支援することを目的とした制度で、これにより、三重県伊賀組協同組合を中心とした伊賀組紐業界がさらに進展されるものと期待しています。

**観光振興**です。昨年6月に「観光立国推進基本計画」が策定され、その基本方針の二つに、観光の発展を通じ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会を実現すること、少子高齢化社会において観光による交流人口の拡大がきわめて重要であると位置づけられています。また、観光の形態も、団体旅行が激減し、個人や小さなグループでの観光が主流になり、観光施設を見て

回る観光から「地域の素材を体感する・地域そのものを味わう観光」にと確実に変化しています。伊賀市における観光の情勢をみても、個人や小さなグループでの観光が多くなつてきており、「地域の素材を体感する」という意味で、4月から5月の連休まで開催する忍者フェスタも「忍者になれる町」として定着してきました。しかし、忍者だけではなく伊賀市は地域固有の伝統、文化、歴史などの宝庫でもあります。これらの魅力を観光客の皆さんに「見てもらう、味わってもらう、喜んでもらう、そのことで自分自身が楽しくなる、地域が元気になる」このような地域社会の発展につながる観光を推進したいと考えています。

## 第5 「交流基盤」

「市内外を移動しやすいまちづくり」、「郷土を支える交流のまちづくり」など5つの政策です。

**伊賀線**については、昨年10月に運行部分が新会社の伊賀鉄道(株)に引き継がれました。伊賀線存続のため、事業者、行政、利用者が一体となつて支えていく「伊賀線再生計画」が事業者から国へ申請され、認定されたところです。今後は、再生計画に基づき、行政として支援していく事業を推進します。また、2月17日には、伊賀線応援団の「伊賀鉄道友の会」の総会が開催され、伊賀線存続のサポーター役として、今後の活動を大いに期待しているところです。

**関西本線の整備促進**ですが、三重県に対して、重要施策の一つとして取り組むよう求めていくとともに、JR西日本やJR東海に対し、亀山〜加茂間の電化促進、乗り換え時間の改善など、利用者の利便性向上を要望していききたいと考えています。

**道路関係**では、地域間の交流や連携を促進する名阪国道の高規格化整備、南北軸の地域高規格道路「名神名阪連絡道路」の早期具体化や、国道368号の四車線化整備、国道422号三田坂バイパス、川上ダム整備に関連する県道松阪青山線、青山美杉線の整備促進をはじめ、国道163号長野トンネルや国道25号二ツ家バイパス、県道上野名張線バイパス、伊賀信楽線などの整備促進についても関係機

関に働きかけていきます。

また、これらの幹線道路に接続し、地域住民の暮らしを支える生活道路としての市道整備については、その主なものとして、佐那具千歳線など7路線を地方道路交付金事業での整備を進めています。広域農道整備事業に関連する腰山福川線など4路線の整備は道路整備交付金事業で、下町南裏滝ヶ鼻線ほか1路線は、まちづくり交付金事業で、それぞれ継続事業として実施したいと考えています。

**情報化施策の推進**ですが、効率的な行政運営のための情報化施策として、電子決裁システムの導入を計画しており、そのシステム導入の前段階として職員の服務管理などの業務の電子化である庶務管理システムを導入しました。また、電子申請届出システムや公共施設予約管理システムなどについては、三重県と県内自治体で構成する「三重県電子自治体推進連絡協議会」においてさらに共同化に向けた検討を進めていきたいと考えています。

**多文化共生社会の推進**については、現在、市役所に来られる外国人の方が増えている

ことから、担当窓口まで職員が案内できるよう、日本語を併記したポルトガル語、スペイン語、中国語、英語による用件振り分けシートを活用し、スムーズな案内ができるよう取り組んでいます。また、通訳がいなくても対応できるように、外国人市民が指を指しながら手続きが進められる外国語と日本語を併記した「指差しシート」を、三重県と伊賀市を含む県内の多文化共生に取り組む市町が集まり作成しているところで、平成20年度中には活用できるようにしていきたいと考えています。

## 第6 「しくみ」

「一体感を生み出す市民と行政の協働のしくみ」など8つの政策です。

まず、**市民活動支援**については、平成19年度から実施している市民公益活動支援事業について、平成20年度からマッチングギフト方式を導入します。これは、市民の皆さんや企業、団体などから市民公益活動への寄附を募り、その寄附金を伊賀市振興基金へ積み立て、基金利子を財源とし、寄附額の倍の金額を平成21年度以降の市民公益活動支援事業の予算に反映させるものです。自分たちの地域を良くしていくという活動をみんなで支える仕組みとして導入するもので、これにより、さらなる市民公益活動の促進に努めます。

次に、**地区市民センター**の整備ですが、直接市民と接する行政の地域窓口として、また、住民自治の活動拠点となる自治センターを包括した施設として、今年4月1日から新たに「西柘植・河合・玉滝・丸柱・山田・阿波」の6つの地区市民センターを開設しました。

以上、新年度に向けて、市政の主要な施策について申し述べました。新年度は、私の今任期の最終年度となることから、残された課題や計画した事業に全力で取り組んできたいです。今後とも、議会の皆様方をはじめ、市民の皆さんの格別のご指導、ご協力を心からお願ひ申し上げ、平成20年度の施政方針とします。

